

就職や
退職により

健康保険が変わったら



国保の加入・脱退には、手続きが必要です。「国民健康保険」と「会社等の健康保険」が自動で切り替わることはありません。手続きの際には、次のものをお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係までお越しください。

★国民健康保険に加入するとき

- 資格喪失連絡票など
(会社等の健康保険を脱退したことを証明するもの)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバーカード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届出をする場合)

★国民健康保険を脱退するとき

- 会社等の健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- 国民健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- 限度額適用認定証等の各種医療証 (お持ちの方)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書 (60歳未満でお持ちの方)
- マイナンバーカード
- 窓口に来る方の本人確認書類 (運転免許証等)
- 委任状 (別世帯の方が届出をする場合)

◆郵送での脱退手続き◆

国保の脱退手続きは、郵送でも受け付けています。郵送での脱退手続きは、次の①～④の書類をお送りください。

- ①国民健康保険・国民年金異動届 (兼) 医療証資格内容変更届
(酒田市のホームページからダウンロードできます。必要事項をご記入ください。)
- ②会社等の健康保険証の写し (保険証が変わった方全員分)
- ③国民健康保険証 (保険証が変わった方全員分)
- ④運転免許証など、本人確認書類の写し (②と1枚にまとめていただいてもかまいません。)

送付先 〒998-8540 (郵便番号のみで届きます) 国保年金課 国保係 行

大学などへの進学・卒業が決まったら

酒田市国保に加入されている方で、進学を理由に酒田市外へ転出される方には、学生用保険証を交付しています。学生用保険証の交付には手続きが必要です。転出届を提出したら、

- ①学生であることが証明できるもの (在学証明書または学生証、入学前の場合は合格通知書など)
 - ②今までの国民健康保険証
- をお持ちのうえ、国保年金課または各総合支所市民係へ届出を行ってください。

★卒業などにより学生用保険証を返却する場合

酒田市国保の学生用保険証 (右側に㊦と記載) を現在お持ちで、今年3月に卒業する予定の方がいる世帯に、学生用保険証の返却手続きのご案内をお送りします。進路に応じて必要書類を確認のうえ、お手続きください。学生用保険証を使用できるのは、「学生である期間」のみです。

※大学院等への進学が転学等により、在学状況に変更がある場合は、学生用保険証の資格を延長する手続きが必要となります。

医療費通知を確定申告に使用できます

国保加入世帯に年6回（5月・7月・9月・11月・1月・2月）お送りしている医療費通知は、医療費控除の申告にご使用いただけます。医療費通知を使用した場合、申告に必要な「医療費控除の明細書」の記入が簡単になります。

【ご確認ください】

- 『医療費控除の明細書』の記入内容確認のため、税務署等から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書等をご自宅で5年間保管してください。
- 医療費通知に記載されていない医療費分は、領収書に基づき、明細の記入が必要です。（※医療費通知は、受診された医療機関からの請求に基づいて作成しています。）
- 医療費通知の再発行はできません。（※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで医療費通知情報が閲覧できます。）

《確定申告に関するお問い合わせ》税務課市民税係 TEL 26-5712

《医療費通知に関するお問い合わせ》国保年金課国保係 TEL 26-5727

セルフメディケーションをご存じですか

セルフメディケーションとは、WHO（世界保健機関）により「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当すること」と定義されています。

健康診断や人間ドックを受診するなどして自分の体の状態を知り、普段から食事、運動、睡眠や休息などの体調管理に気を配り、軽度な体の不調には市販薬（OTC医薬品）を上手に活用するなど、一人ひとりがセルフメディケーションに取り組むことで、健康的な生活習慣や医療・薬の知識が身に付くだけでなく、国民全体の医療費を抑えることにも繋がります。

★セルフメディケーション税制

健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っている方が、OTC医薬品（薬局やドラッグストアなどで処方箋がなくても購入できる医薬品）のうち、医療用から転用された「スイッチOTC医薬品」を年間で一定の金額以上購入した場合、その費用を申告することで、所得から控除することができます。

【ご確認ください】

- 明細書の記入内容の確認のため、税務署等から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書及び一定の取組を行ったことを証明する書類をご自宅等で5年間保管してください。
- 実際に支払った医薬品購入費に限って控除の対象となります。（※割引されていた医薬品は割引後の価格で計算されます。）
- セルフメディケーション税制は通常の医療費控除と併せて受けることはできません。

《セルフメディケーション税制に関するお問い合わせ》

税務課市民税係 TEL 26-5712